

# 第4章

## 生活衛生課

生活衛生課は、医薬指導担当、環境衛生担当、食品衛生担当及び庶務・動物衛生担当で組織され、市民の日常生活に密接に関連する医事・薬事、環境衛生、食品衛生、保健栄養並びに狂犬病予防及び動物の愛護・管理等に係る各種の事業を実施した。

## 1 医事・薬事

### (1) 医療機関等の許認可・監視指導

診療所、施術所等医療関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

医事施設への立入調査は有床診療所 8 件を含む48件実施した。そのうち、診療用エックス線装置の監視指導については、保健対策課の診療放射線技師とともに監視指導を13件実施した。また、衛生検査所の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導も行っており、30年度は5件の立入調査を実施した。

### (2) 薬局等の許認可・監視指導

薬局、医薬品販売業等薬事関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

また、医薬品等一斉監視指導を 2 回及び医療機器一斉監視指導を 1 回実施すると同時に、医薬品等 2 品目、化粧品 2 品目及び医療機器 1 品目を収去し、東京都健康安全研究センターで承認規格試験等を行った。

### (3) 毒物劇物販売業者等の許認可・監視指導

毒物劇物販売業の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

また、6月には農薬等の一斉指導、10月にはシアン・トルエン一斉監視指導を実施し、毒物劇物販売業者に加え、毒物劇物を業務上使用している工場、学校等に対して毒物劇物の保管管理についての指導を行い、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止に努めている。

### (4) 医療資格者の免許事務

医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの免許の申請受付及び交付を行っている。

### (5) 家庭用品対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、健康被害防止のために繊維製品等40検体を販売店から購入し、行政試験を行った。試験結果はすべて適合であった。

### (6) 救急医療機関

医療機関から、救急業務に関し協力する旨の申し出があった場合の届出書類の受理及び実地調査等を行っている。平成30年度に救急業務に関し協力する旨の申し出があつて、告示のあつた医療機関は2施設であった。

### (7) 年末届関係

医療及び公衆衛生の基礎資料を得ることを目的として、医師等の医療資格者は12月末現在における業務の種別等について、隔年毎に届出をすることになっており、保健所では、医療機関等へ届出書類を発送するとともにそれらの受理（回収）を行っている。

医事業事関係施設数及び監視指導件数（表1-1）

（平成30年度）

業績		施設数	新規	廃止	更新	諸届	監視指導		
		30年度末							
病院		38	0	0	-	84	2		
一般診療所		381 (158)	18	14	-	234	34		
	有床	16 (158)	3	3	-	47	8		
	無床	365	15	11	-	187	26		
歯科診療所		288	8	6	-	117	14		
	有床	0	0	0	-	0	0		
	無床	288	8	6	-	117	14		
助産所		19 (4)	4	1	-	5	0		
	有床	2 (4)	0	0	-	0	0		
	無床	17	4	1	-	5	0		
衛生検査所		6	0	0	-	37	5		
施術所	あま指*1、はり、灸	327	25	18	-	101	26		
	柔道整復	165	20	22	-	86	33		
出張施術業務者		291	17	4	-	21	0		
医業類似行為		0	0	0	-	0	0		
歯科技工所		84	2	3	-	7	2		
総数		1,599	94	68	0	692	116		
医薬品	薬局		220	14	12	26	1,036	169	
	販売業	店舗販売業	89	5	1	11	338	59	
		卸売販売業	40	1	1	8	38	15	
	薬局製剤製造販売業		12	0	2	1	9	5	
	薬局製剤製造業		12	0	2	1	7	5	
	麻薬小売業者		161	16	10	9	332	83	
	向精神薬販売業者		260	-	-	-	0	184	
	覚せい剤原料取扱薬局*2		220	-	-	-	22	169	
高度管理医療機器販売業・貸与業		162	13	11	18	128	66		
高度管理医療機器販売業		126	10	6	12	113	128		
高度管理医療機器貸与業		0	0	0	0	0	0		
管理医療機器販売業・貸与業		426	5	3	-	15	132		
管理医療機器販売業		788	27	22	-	66	132		
管理医療機器貸与業		3	2	1	-	3	0		
化粧品販売業		349	20	14	0	0	0		
医薬部外品販売業		349	20	14	0	0	0		
毒物劇物	販売業	一般販売業	156	19	12	20	85	78	
		特定品目販売業	6	1	0	0	2	2	
		農業用品目販売業	8	0	0	0	3	9	
	業務上取扱者	届出	電気メッキ業	1	0	1	-	1	2
			金属熱処理業	0	0	0	-	0	0
			運送業	0	0	0	-	0	0
		非届出	工場・研究所	60	-	-	-	-	4
			学校	142	-	-	-	-	0
総数		3,590	153	112	106	2,198	1,242		

（ ）内は病床数

\*1 あま指：あん摩マッサージ指圧

\*2 覚せい剤取締法第30条の7の第7号に規定する者の薬局

医療従事者免許受付件数（表1 - 2）

年 度	区 分	総 数	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	衛 生 検 査 技 師	視 能 訓 練 士	作 業 療 法 士	理 学 療 法 士	そ の 他 免 許
29	総 数	872	21	9	131	55	6	407	68	16	22	0	6	51	78	2
30	総 数	936	27	11	182	62	5	428	52	23	26	3	6	38	73	0
	新 規	544	18	6	76	27	2	273	22	11	18	0	5	25	61	0
	籍訂正・書換	351	4	3	102	32	2	140	22	11	6	3	1	13	12	0
	再 交 付	35	4	0	3	2	1	14	8	1	2	0	0	0	0	0
	除 籍 (まっ消)	3	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	3	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

年末届出件数（表1 - 3）

（平成30年12月31日現在）

区 分	総 数	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師
件 数	9,048	1,102	441	1,581	457	87	5,380			

\* 2年ごとの届出件数による。

## 2 薬物乱用防止対策

覚せい剤・大麻・危険ドラッグ等が若年層を中心に氾濫していることから、東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会（以下「薬防協」）の活動を支援する「薬物乱用防止推進サポーター」を活用した啓発を行い、市民に対して薬物の危険性等を幅広く周知するなど、薬物乱用の防止対策に努めている。

### 薬物乱用防止推進サポーター

市では、市民団体等から推薦された15名を薬物乱用防止推進サポーターとして登録し、薬防協指導員の薬物乱用防止教育や啓発活動を支援するとともに、それぞれの地域における啓発活動を強化し、多くの市民に薬物乱用の恐ろしさを訴えた。

### 薬物乱用防止推進サポーターの主な活動（表2）

啓発活動	啓発内容
健康フェスタ（5月20日）	啓発物資2,000部配布、薬物乱用防止ポスター・標語の展示
いちょう祭り（11月18日）	啓発物資3,000部配布、薬物乱用防止ポスター・標語の展示



### 3 環境衛生

環境衛生事業は、市民の日常生活に密接な関係をもつ理・美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、水道施設、特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許認可及び届出受理を行うとともに、立入検査や科学検査等を実施して施設の衛生を確保し、公衆衛生の向上及び増進を図っている。また、市民の健康で快適な居住環境を確保するために、住宅の適切な換気やマンション等の給水設備に対する指導、ねずみ・衛生害虫防除の相談指導等、住まいの衛生に関する事業に取り組んでいる。

#### (1) 施設と監視指導

環境衛生関係施設数・新規・廃止・監視指導件数（法令に基づく業種分類）（表3-1）

業種	施設数		新規	廃止	諸届	監視指導
	29年度末総数	30年度末総数				
総数	6,260	<b>6,226</b>	116	150	425	812
理容所	309	<b>304</b>	2	7	30	137
美容所	707	<b>722</b>	47	32	131	324
クリーニング	310	<b>307</b>	6	9	14	22
内訳						
一般	102	<b>100</b>	1	3	7	14
取次所	208	<b>207</b>	5	6	7	8
公衆浴場	42	<b>39</b>	-	3	22	48
内訳						
普通の	3	<b>3</b>	-	-	-	3
その他	39	<b>36</b>	-	3	22	45
旅館業	65	<b>64</b>	3	4	17	67
内訳						
ホテル	24	-	-	-	1	-
旅館	35	-	1	1	3	4
ホテル・旅館	-	<b>58</b>	1	2	11	56
簡易宿所	6	<b>6</b>	1	1	2	7
下宿	-	-	-	-	-	-
季節営業（再掲）	-	-	1	1	-	1
興行場	22	<b>22</b>	-	-	5	8
内訳						
映画館	9	<b>9</b>	-	-	-	-
多目的利用施設	8	<b>8</b>	-	-	3	6
その他	5	<b>5</b>	-	-	2	2
仮設興行場	-	-	-	-	-	-
プール	25	<b>26</b>	17	16	17	48
水道施設	2,979	<b>2,920</b>	11	70	117	94
内訳						
上水道	-	-	-	-	-	-
簡易水道	-	-	-	-	-	-
専用水道	34	<b>34</b>	-	-	21	35
簡易専用水道	733	<b>722</b>	6	17	82	31
特定小規模貯水槽水道等	546	<b>526</b>	2	22	14	23
特定外小規模貯水槽水道等	1,666	<b>1,638</b>	3	31	-	5
温泉利用施設	13	<b>11</b>	2	4	7	17
墓地等	1,608	<b>1,605</b>	2	5	4	11
内訳						
墓地	1,592	<b>1,589</b>	2	5	3	9
納骨堂	15	<b>15</b>	-	-	-	-
火葬場	1	<b>1</b>	-	-	1	2
特定建築物	180	<b>185</b>	5	-	61	15
住宅宿泊事業	-	<b>21</b>	21	-	-	21

環境衛生関係施設数・届出・廃止・監視指導件数（要綱に基づく施設）（表3-2）

業種	施設数		新規	廃止	諸届	監視指導
	29年度末総数	30年度末総数				
総数	774	772	3	5	-	5
コインオペレーションクリーニング	70	73	3	-	-	5
コインシャワー	-	-	-	-	-	-
飲用に供する井戸等	704	699	-	5	-	-

（2）環境衛生関係施設の検査

環境衛生関係施設法令に基づき、下記施設に対し、室内空気や水質検査等を行った。なお、施設の検査では、施設の状況を的確に把握するため、複数のポイントで測定することがある。ここでいう検査数とは、各測定ポイントのことである。

理容所・美容所の空気検査等（表3-3）

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）	
					適合	不適合	照度	炭酸ガス
理容所	91	91	-	92	92	-	-	-
美容所	58	55	3	58	55	3	1	2
基準							100Lux以上	0.5%以下

クリーニング所の溶剤検査（表3-4）

検査溶剤	空気検査						水質検査					
	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中	
					適合	不適合					適合	不適合
テトラクロロエチレン	11	9	2	17	15	2	1	-	1	1	-	1
基準		25ppm以下				基準		0.1mg/L以下				

公衆浴場の水質検査等（表3-5）

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）						
					適合	不適合	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌群	照度	レジオネラ属菌	遊離残留塩素	
普通	3	3	-	24	24	-	-	-	-	-	-	-	
その他	39	32	7	209	191	18	-	-	-	10	8	-	
基準			5度以下		25mg/以下		1個/m以下		20Lux以上		検出されないこと		0.4mg/以上

宿泊施設の浴槽水の水質検査（表3-6）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	適合	不適合	不適合数（延べ数）
						レジオネラ属菌
1	1	-	2	2	-	-
基準						検出されないこと

興行場の空気検査等（表3-7）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）			
				適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉じん量	照度
6	6	-	16	16	-	-	-	-	-
基準						0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/m <sup>3</sup> 以下	*

\* 場内において映写中または演技中は0.2Lux以上、休憩中は20Lux以上

プールの水質検査等（表3-8）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）								
				適合	不適合	pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	レジオネラ属菌	照度	遊離残留塩素	炭酸ガス
27	25	2	81	79	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-
基準						5.8～8.6	2度以下	12mg/以下	検出されないこと	200個/m以下	検出されないこと	100Lux以上	0.4mg/以上	0.15%以下

温泉利用施設の水質検査（表3-9）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	適合	不適合	不適合数（延べ数）
						レジオネラ属菌
6	6	-	11	11	-	-
基準						検出されないこと

特定建築物の空気検査等（表3-10）

事務所、学校、店舗、興行場、旅館、図書館、博物館等、多数の人が利用する建築物のうち、延べ建築面積が3,000m<sup>2</sup>以上（学校教育法第1条に規定する学校は8,000m<sup>2</sup>以上）の特定建築物の立入検査を実施し、室内空気環境測定等を行った。

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	項目別不適合数（延べ数）						
			温度	相対湿度	気流	浮遊粉じん量	二酸化炭素	一酸化炭素	ホルムアルデヒド
10	6	4	2	7	-	-	-	1	-
管理基準			17以上 28以下	40～70%	0.5m/秒 以下	0.15mg/m <sup>3</sup> 以下	1000ppm 以下	10ppm以下	0.1 mg/m <sup>3</sup> (0.08ppm) 以下



### (3) 行政による水質検査

井戸等の水の実態把握のため、行政検査を行った。

井戸水の水質検査(表3-11)

適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数(延べ数)					
			適合	不適合	一般細菌	大腸菌	塩化物イオン	全有機炭素(TOC)	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	その他(6項目)
26	1	27	26	1	-	1	-	-	-	-

### (4) 衛生管理講習会

各環境衛生施設の衛生水準の向上を図るため、施設の衛生管理講習会を開催した。

衛生管理講習会(表3-12)

	対象	回数	内容	受講者数
1	プールの管理者	1	プールの衛生管理、感染症とその予防について	90
2	子ども施設の管理者	1	子ども施設の衛生管理、口腔保健、自殺対策について	88
3	旅館業の経営者	1	旅館業法の改正、防犯対策、自殺対策について	31
4	美容所の経営者	1	美容所の衛生管理、感染症、自殺対策について	166
5	理容所の経営者	1	理容所の衛生管理、感染症、自殺対策について	129
6	理美容所の経営者	1	理美容所の衛生管理、感染症、自殺対策について	39
7	特定建築物の管理者	1	建築物の衛生管理、新たな空調システムについて	91
8	住宅宿泊事業の経営者	1	衛生管理、受動喫煙、防災安全、犯罪防止について	8
9	環境衛生協会の会員	1	衛生管理、受動喫煙について	29

### (5) 苦情と相談

内容別相談件数(表3-13)

総数	営業関係				飲料水					その他
	六法*	その他(特定建築物含む)	住宅宿泊事業	計	水道法適用施設	特定小規模貯水槽水道	特定外小規模貯水槽水道	飲用に供する井戸等	計	
1063	397	269	220	886	62	34	8	43	147	30

\*六法：理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法

### (6) 室内環境対策

健康づくりや快適な居住環境の確保のため、ダニ・カビの発生、有害化学物質などに関する相談に対し、助言・指導を行った。

室内環境対策(表3-14)

住まい方相談	有害化学物質	その他の空気環境	アレルギー	生活害虫	悪臭・騒音	その他	合計
相談件数	8	4	2	233	10	12	269
調査件数	1	-	-	19	-	2	22

**(7) 飛散花粉数調査**

花粉症対策の基礎資料とするため、八王子市保健所を観測点として、スギ、ヒノキ、ブタクサ等の飛散花粉数を調査した。

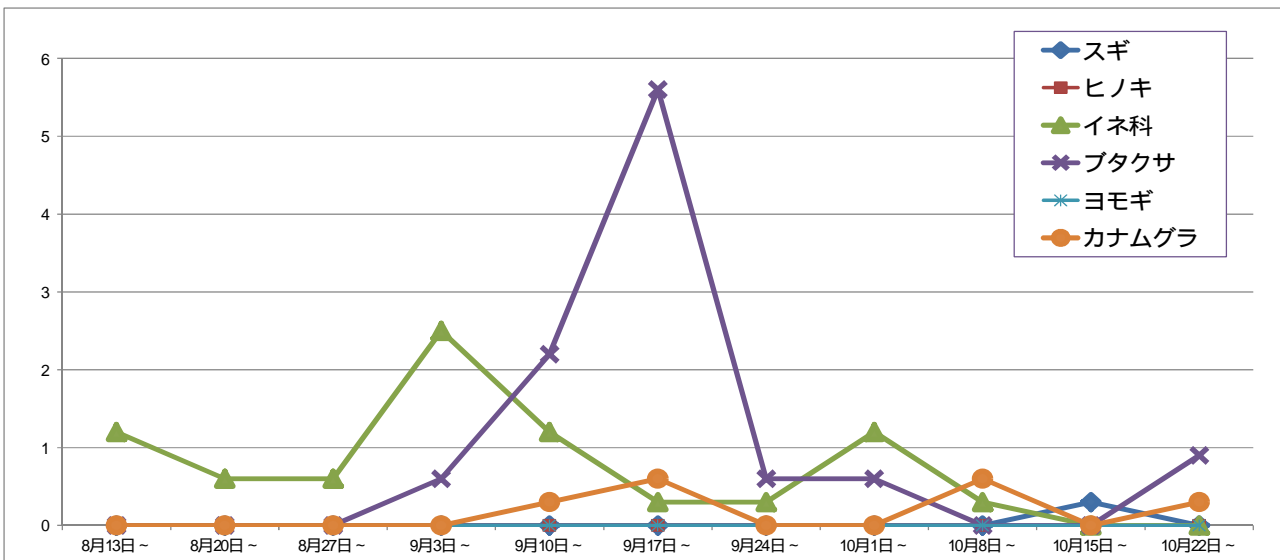
平成30年秋（平成30年8月13日から平成30年10月29日までの間）の八王子市観測点でのスギ・ヒノキ・イネ科等6種の週合計飛散花粉数において、最も多く飛散していたのはブタクサ花粉であった。（図3-1）

平成31年春（平成31年1月4日から令和元年5月13日までの間）の八王子市観測点でのスギ花粉の飛散開始は2月15日、スギ・ヒノキ合計飛散花粉数は6568.8個/cm<sup>2</sup>であり、昨春の約3割の飛散を観測した。

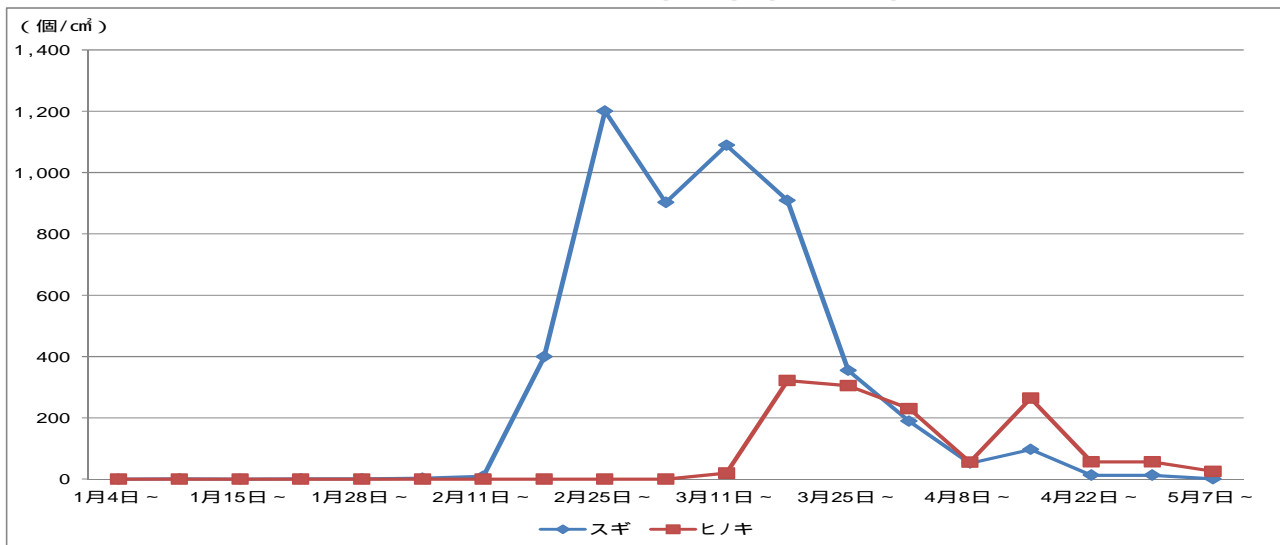
また、昨年はスギ花粉よりヒノキ花粉が多く飛散していたが、今春はスギ花粉がヒノキ花粉の約3.9倍の飛散となった。（図3-2）

東京都の今春の飛散花粉数に関する報道では、都内のスギ・ヒノキ合計飛散花粉数は昨春の約4割であり、過去10年平均の約9割であった。（図3-3）

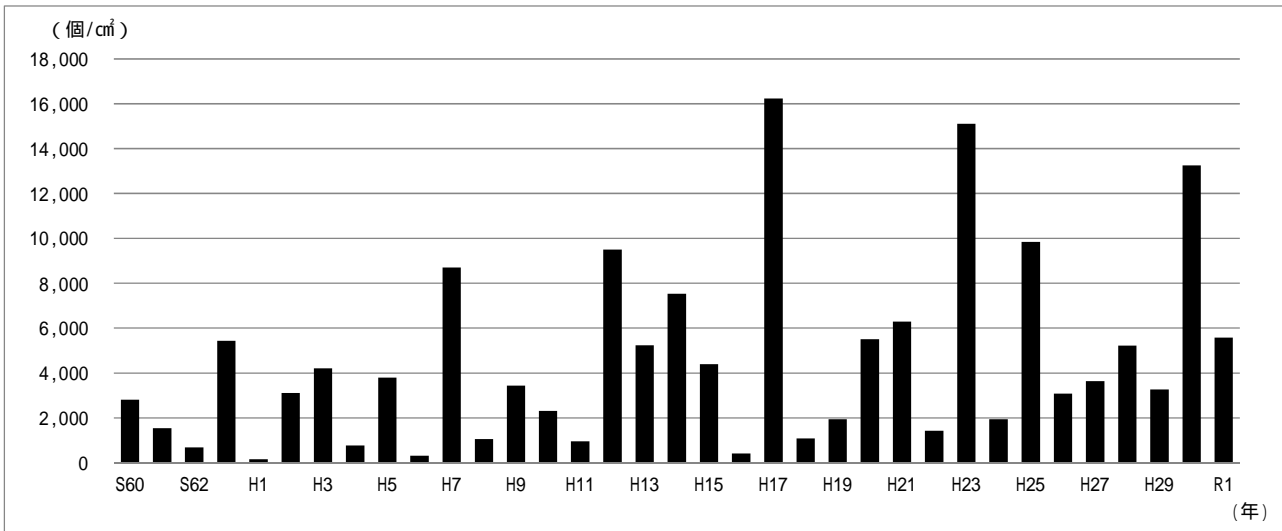
**平成30年秋八王子市観測点におけるアレルギーとなる飛散花粉数（週別）（図3-1）**



**平成31年春八王子市観測点のスギ・ヒノキ飛散花粉数（週別）（図3-2）**



都内観測地点におけるスギ・ヒノキ飛散花粉数の平均値の推移（年別）（図3 - 3）



## 4 食品衛生

飲食物によって起こる食中毒等の危害発生を未然に防止し、食品衛生の向上を図るため、食品衛生法等に基づく営業の許可、これら施設に対する監視指導、市民祭、祭礼等の出店監視を行い、あわせて食品等の収去検査を実施した。また、食品関係営業者等の衛生知識の普及向上を目的に、衛生講習会を実施した。

### (1) 営業施設、許可数、監視指導件数

食品衛生法第52条に規定する営業(表4-1)

区 分		29年度末 営業所数	30年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数
				新 規	更 新		
合 計		8,465	<b>8,368</b>	726	798	823	2,214
飲 食 店 営 業	旅館・ホテル	46	<b>47</b>	2	3	1	8
	バー・キャバレー	219	<b>225</b>	43	12	37	64
	一般飲食店	3,287	<b>3,272</b>	283	281	298	835
	民生食堂	-	-	-	-	-	-
	すし屋	109	<b>106</b>	5	10	8	30
	そば屋	104	<b>97</b>	1	7	8	10
	仕出し屋	48	<b>47</b>	2	6	3	18
	弁当屋	165	<b>161</b>	15	15	19	45
	そう菜店	140	<b>135</b>	12	16	17	44
	コンビニエンスストア等	12	<b>8</b>	-	3	4	-
	移動	3	<b>3</b>	-	1	-	-
	臨時	353	<b>349</b>	33	29	37	62
	許可ある集団給食	278	<b>285</b>	26	27	19	71
	自動車	97	<b>115</b>	29	7	11	36
	自動販売機	58	<b>62</b>	12	6	8	18
	天ぷら船	-	-	-	-	-	-
屋形船	-	-	-	-	-	-	
小 計		4,919	<b>4,912</b>	463	423	470	1,241
喫 茶 店 営 業	店舗	65	<b>70</b>	10	8	5	23
	自動販売機	559	<b>503</b>	33	77	89	121
	自動車	3	<b>3</b>	-	-	-	-
小 計		627	<b>576</b>	43	85	94	144
菓 子 製 造 業	パン製造業	189	<b>185</b>	10	16	14	39
	生菓子製造業	146	<b>150</b>	10	10	6	42
	その他の菓子製造業	318	<b>319</b>	38	27	37	96
	移動	-	-	-	-	-	-
	臨時	85	<b>85</b>	4	5	4	9
	自動車	45	<b>49</b>	8	-	4	8
小 計		783	<b>788</b>	70	58	65	194
あん類製造業		3	<b>3</b>	-	-	-	2
アイスクリーム類製造業		71	<b>70</b>	10	8	11	34
乳処理業		-	-	-	-	-	-
特別牛乳さく取処理業		-	-	-	-	-	-
乳製品製造業		5	<b>6</b>	1	-	-	3
集乳業		-	-	-	-	-	-
乳 類 販 売 業	専業	30	<b>30</b>	-	2	-	3
	ショーケース売り	604	<b>594</b>	40	69	50	148
	自動販売機	269	<b>243</b>	8	48	34	55
	自動車	9	<b>10</b>	1	1	-	2
	小 計	912	<b>877</b>	49	120	84	208

区 分	29年度末 営業所数	30年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数	
			新 規	更 新			
食肉処理業	14	15	1	2	-	8	
食 肉 販 売 業	一般	122	119	6	11	9	59
	包装	351	347	32	34	36	79
	自動販売機	-	-	-	-	-	-
	自動車	7	8	1	1	-	2
	小 計	480	474	39	46	45	140
食肉製品製造業	8	8	-	1	-	3	
魚 介 類 販 売 業	一般	145	144	9	12	10	65
	包装	328	321	30	32	37	74
	自動車	8	9	1	1	-	2
	小 計	481	474	40	45	47	141
魚介類せり売業	1	1	-	-	-	-	
魚肉ねり製品製造業	8	8	-	-	-	12	
食 品 の 冷 凍 ・ 冷 蔵 業	冷凍業	12	13	1	1	-	15
	冷蔵業	9	9	-	1	-	1
	小 計	21	22	1	2	-	16
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	
清涼飲料水製造業	6	6	-	-	-	4	
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-	-	
氷 雪 製 造 業	氷雪製造業	-	-	-	-	-	-
	自動角氷製造機	-	-	-	-	-	-
	自動販売機	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
氷雪販売業	5	5	-	-	-	-	
食 用 油 脂 製 造 業	動物性油脂	2	2	-	-	-	2
	植物性油脂	2	2	-	-	-	1
	小 計	4	4	-	-	-	3
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-	-	
みそ製造業	-	-	-	-	-	-	
醤油製造業	-	-	-	-	-	-	
ソース類製造業	4	4	-	1	-	3	
酒類製造業	3	3	-	-	-	-	
豆腐製造業	16	15	-	1	1	14	
納豆製造業	1	1	-	-	-	-	
めん類製造業	35	34	-	2	1	12	
そうざい製造業	50	51	6	4	5	24	
かん詰又はびん詰食品製造業	3	4	1	-	-	2	
添加物製造業	5	7	2	-	-	6	

東京都食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業（表4-2）

区 分		29年度末 営業所数	30年度末 営業所数	許可件数		廃業数	監視件数	
				新規	更新			
食品製造業等取締条例等に関する営業	行商	弁当等人力	7	7	-	-	-	-
		菓子	3	1	1	・	3	1
		豆腐及びその加工品	-	-	-	・	-	-
		ゆでめん類	-	-	-	・	-	-
		アイスクリーム類	-	1	1	・	-	1
		魚介類及びその加工品	1	1	1	・	1	-
		小 計	11	10	3	・	4	2
	つけ物製造業	26	25	1	4	2	6	
	製菓材料等製造業	4	4	-	1	-	2	
	粉末食品製造業	13	14	1	2	-	3	
	そう菜半製品等製造業	10	10	1	-	1	3	
	調味料等製造業	31	32	3	3	2	16	
	魚介類加工業	3	3	-	-	-	1	
	液卵製造業	-	-	-	-	-	-	
	食料品等販売業	店舗	544	523	57	75	78	186
		包装	278	280	44	25	42	99
		包装（一時販売）	11	16	6	-	1	6
		自動販売機	100	96	5	11	9	16
		自動車	13	13	2	1	2	3
		小 計	946	928	114	112	132	310
卵選別包装業者	3	3	-	・	-	-		
総 計	1,047	1,029	123	122	141	343		
ふぐ条例 営業	ふぐ取扱所	48	49	3	・	2	55	
	ふぐ加工製品取扱施設	130	126	5	・	9	31	

\* 行商（弁当等人力を除く）については、平成30年（2018年）1月1日～12月31日迄である。

東京都食品製造業等取締条例に規定する給食施設等（表4-3）

区 分		29年度末 営業所数	30年度末 営業所数	報告数	廃業数	監視件数
総 数		333	340	15	8	25
集団給食施設	学校・幼稚園	88	88	-	-	7
	病院・診療所	26	26	-	-	1
	工場・事業所	2	2	-	-	-
	児童福祉施設	118	121	8	5	8
	社会福祉施設	76	78	5	3	6
	ボランティア給食	6	6	-	-	-
	その他	15	17	2	-	2
	給食（届出以外）	2	2	-	-	1

食鳥検査法に基づく食鳥処理場の施設数、許可、廃業及び監視指導数（表4-4）

区 分	29年度末 営業所数	30年度末 営業所数	許 可 件 数	休止数	廃業数	監視件数
食鳥処理業	3	3	-	1	-	4

八王子市食品衛生法施行細則第5条に規定する営業等（表4-5）

区 分		29年度末 営業所数	30年度末 営業所数	報 告 件 数	廃業数	監視件数	
総 計		5,785	5,625	251	411	243	
許 可 を 要 し な い 食 品 製 造 業	製粉・精米・精麦業	111	111	-	-	3	
	つけ物製造業	30	30	-	-	-	
	その他の 食品製造業	一般食品	34	34	-	-	-
		乳肉食品	-	-	-	-	-
小 計		175	175	-	-	3	
許 可 を 要 し な い 食 品 販 売 業	魚介類加工品販売業	690	674	25	41	24	
	乳製品販売業	717	701	25	41	24	
	アイスクリーム類販売業	864	848	25	41	24	
	野菜果物販売業	602	586	25	41	24	
	菓子(パンを含む)販売業	1,033	1,017	26	42	24	
	主食販売業	181	165	25	41	24	
	酒類・調味料販売業	398	382	25	41	24	
	その他の食品販売業	192	176	25	41	24	
小 計		4,677	4,549	201	329	192	
器 お も ち 容 器 包 装	食器具容器包装製造業	-	-	-	-	-	
	食器具容器包装販売業	227	211	25	41	24	
	おもちゃ製造業	-	-	-	-	-	
	おもちゃ販売業	219	219	-	-	-	
小 計		446	430	25	41	24	
添加物製造業		-	-	-	-	-	
添加物販売業		487	471	25	41	24	
乳さく取業		-	-	-	-	-	

## (2) 食品検査等

### ア 収去検査

食品衛生法第28条の規定に基づき、市内に流通する食品の安全を確認するために食品の収去検査を実施した。

#### 食品別収去検査(表4-6)

項目 食品分類	合 計			細菌検査			化学検査		
	合計	良	不良	合計	良	不良	合計	良	不良
29年度管内総数	191	189	2	113	111	2	78	78	-
<b>30年度管内総数</b>	<b>200</b>	<b>200</b>	<b>-</b>	<b>126</b>	<b>126</b>	<b>-</b>	<b>74</b>	<b>74</b>	<b>-</b>
魚介類等	魚介類	8	8	-	8	8	-	-	-
	魚介類加工品	6	6	-	2	2	-	4	4
冷凍食品	無加熱摂取	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結前加熱済・加熱後摂取	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結前未加熱・加熱後摂取	-	-	-	-	-	-	-	-
	生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-	-	-	-	-	-
肉・卵類及びその加工品	11	11	-	9	9	-	2	2	
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳製品	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-
	アイスクリーム類・氷菓	5	5	-	5	5	-	-	-
農産物等	穀類及びその加工品	5	5	-	3	3	-	2	2
	野菜類・果物及びその加工品	36	36	-	21	21	-	15	15
菓子類	33	33	-	18	18	-	15	15	
飲料・氷雪・水	清涼飲料水	12	12	-	6	6	-	6	6
	酒精飲料	-	-	-	-	-	-	-	-
	氷雪	-	-	-	-	-	-	-	-
	水	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の食品	缶詰・びん詰	-	-	-	-	-	-	-	-
	調味料	10	10	-	2	2	-	8	8
	そうざい類及びその半製品	53	53	-	41	41	-	12	12
	上記以外の食品	21	21	-	11	11	-	10	10
添加物	別表第1の添加物及び製剤	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他添加物	-	-	-	-	-	-	-	-
器具等	器具及び容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-
	おもちゃ	-	-	-	-	-	-	-	-

\* 検査項目について

細菌検査

一般細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌、セレウス菌、腸管出血性大腸菌等

化学検査

保存料、甘味料、着色料、漂白剤、残留農薬、酸化防止剤、アレルギー物質等

ただし、検査対象品目により検査項目は異なります。



## イ 食品・器具・手指の検査

食中毒の発生しやすい夏期を中心に、飲食店営業（すし屋、弁当屋等）や食肉販売業、魚介類販売業などに立入調査を行い「手指」などの細菌汚染状況を検査した。また、検査を実施した事業者には衛生講習会を実施し、検査結果に基づき衛生指導等を行った。

食品・器具・手指の検査（表4-7）

年度	区分		検査数	細菌検査		化学検査	
				良	不良	良	不良
29	管内総数		476	447	29	-	-
30	管内総数		369	344	25	-	-
	内 訳	手指	183	160	23	-	-
		調理器具	186	184	2	-	-
		食品	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	

### （3）食中毒

#### ア 食中毒発生状況

平成30年度(2018年度)は8件の食中毒事件が発生した。病因物質はカンピロバクター、腸管出血性大腸菌0157、アニサキス及びノロウイルスであった。

食中毒発生状況（表4-8）

総数		内訳				
29年度	30年度	発生日月	原因施設	原因食品	原因物質	患者数/喫食者数
8件	8件	平成30年4月9日	飲食店（一般）	会食料理	カンピロバクター	5名/7名
		平成30年4月10日	不明	不明	アニサキス	1名/1名
		平成30年8月25日	飲食店（一般）	会食料理	腸管出血性大腸菌0157	5名/9名
		平成30年9月21日	飲食店（一般）	会食料理	カンピロバクター	7名/11名
		平成30年12月12日	飲食店（一般）	会食料理	カンピロバクター	2名/2名
		平成31年1月18日	飲食店（一般）	会食料理	アニサキス	1名/2名
		平成31年1月30日	飲食店（一般）	会食料理	ノロウイルス	13名/55名
		平成31年2月14日	飲食店（一般）	会食料理	腸管出血性大腸菌0157	2名/4名

## イ 食中毒関連調査

食中毒等の関連調査として他自治体からの依頼により患者調査等を行った。

食中毒関連調査（表4-9）

事件数	調査対象数				施設関係	検査件数		
	患者関係			総数		病因菌検出状況		
	総数	発病状況				不検出	検出	
		非発病	発病					
35	56	27	29	8	23	9	14	

(4) 苦情・相談等

苦情処理件数(表4-10)

年度	件数	苦 情 内 容										
		異味 異臭	異物 混入	腐敗 変敗	カビの 発 生	食品の 取扱い	有症	表示	施設 設備	変色	変質	その他
29	130	8	37	3	2	8	38	3	19	1	0	8
30	127	7	29	0	1	13	36	5	22	0	0	14

\* 食品関係業務報告書に記載した件数。苦情内容が複数の場合があるため、件数と一致しない。

相談件数(表4-11)

合 計	処理の内容	
	電話処理	窓口処理
7,395	3,795	3,600

(5) 講習会

食品衛生実務講習会は、施設の食品衛生責任者、食品衛生管理者、許可不要の集団給食等の管理責任者を対象とした講習会である。

食品衛生実務講習会(A)は、保健所がテーマを企画した特別講習会で講習時間が2時間以上の講習会である。食品衛生実務講習会(B)は、許可更新時講習会、業態別講習会等として保健所等で実施する講習会で講習時間が1時間以上の講習会である。また、消費者等にも、食品衛生の情報提供の場として講習会を実施した。

講習会開催状況(表4-12)

度年	区 分	食品衛生実務講習会(A)	食品衛生実務講習会(B)	その他(消費者等)	合計
29	回 数	3	39	8	50
	受講者数	623	1,112	323	2,058
30	回 数	3	38	5	46
	受講者数	646	1,184	152	1,982

(6) 調理師・製菓衛生師免許

調理師・製菓衛生師免許申請数(表4-13)

年度	区 分	調 理 師	製菓衛生師	
29	管 内 総 数	166	13	
30	管 内 総 数	212	16	
	内 訳	免許申請	166	14
		免許証書換交付申請	19	2
		免許証再交付申請	27	-

(7) 縁日・祭礼等の一斉監視

縁日・祭礼等の一斉監視件数(表4-14)

区 分	回 数	件 数
縁日・祭礼	7	1,296

## (8) 化製場等

「化製場等に関する法律」及び「動物質原料の運搬に関する条例」に基づき、化製場等の監視指導を行った。

化製場等及び苦情処理件数(表4-15)

年度	区分	総数	化製場等	動物質原料 運搬業	動物質原料 運搬容器数
29	年度末施設数等	1	0	1	5
	施設に関する苦情処理件数	-	-	-	-
30	年度末施設数等	1	0	1	5
	施設に関する苦情処理件数	-	-	-	-

## (9) 保健栄養

健康増進法に基づき、特定給食施設に対して適切な栄養管理ができるように必要な指導・助言やスキルアップ・情報提供等を目的とした講習会を開催した。

また、食品表示法の保健事項や健康増進法の虚偽誇大表示禁止に係る監視指導及び相談業務を実施するとともに収去検査実施した。

### ア 特定給食施設指導

健康増進法に基づく特定給食施設 1(児童福祉施設、病院、社会福祉施設、事業所等)に対して、施設特性に応じた栄養効果の十分な給食が実施され、喫食者の健康増進が図られるよう、個別指導(来所、電話、巡回)及び集団指導として栄養管理講習会を年間10回、情報交換会を1回開催した。

給食施設数(表4-16)

年度	総数	学校	病院	介護 施設 老人 保健	老人 福祉 施設	児童 福祉 施設	社会 福祉 施設	矯正 施設	寄 宿 舎	事 業 所	給 食 セ ン タ ー	そ の 他
29	394	119	37	8	40	104	12	1	15	29	-	29
30	393	112	38	8	40	109	12	1	15	30	-	28

1 特定給食施設とは(健康増進法第20条第1項、健康増進法施行規則第5条)

特定給食施設とは、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。施行規則においては、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。

上記の特定給食施設に該当しない施設についても、「その他の給食施設」として特定給食施設に準じて指導及び助言等を行っている。

(上表の給食施設数は特定給食施設とその他の給食施設を合わせた数値を計上)

給食施設指導状況(表4-17)

年度	種別	区分	総数	特定給食施設		その他の給食施設
				1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上	1回100食未満又は 1日250食未満
29	総数	個別指導延べ施設数	264	159	30	75
		(再掲)巡回指導	34	20	6	8
		集団指導 実施回数	11	.	.	.
		延べ施設数	617	377	60	180
30	総数	個別指導延べ施設数	438	255	83	100
		(再掲)巡回指導	31	16	9	6
		集団指導 実施回数	11	.	.	.
		延べ施設数	520	320	37	163

栄養管理講習会実施状況(表4-18)

	開催日	対象	テマ	講師名	参加施設数	参加人数
1	平成30年 5月23日	全給食施設	HACCPの最新情報 第3期八王子市保健医療計画 給食施設の栄養管理	保健所食品衛生監視員 保健所健康づくり担当 保健所管理栄養士	69	71
2	5月25日				69	72
3	6月19日	病院、老健、老人 福祉施設等	診療報酬・介護報酬 同時改訂について	永生病院 栄養課長 佐藤 高雄氏	29	31
4	8月6日	児童福祉施設、幼 稚園等	市立小学校における食育活動	学校教育部管理栄養士	28	30
5	8月28日	全給食施設	発達障害のある方への食支援	東京学芸大学 教授 高橋 智氏	26	32
6	10月12日	経験5年未満の管理 栄養士・栄養士	新任栄養士が身につけたい 栄養管理	保健所管理栄養士	31	33
7	11月8日	全給食施設	実務講習会 食中毒予防 情報の効果的な発信方法	保健所食品衛生監視員 栄養と料理 編集長 浜岡 さおり氏	90	90
8	12月20日	児童福祉施設、幼 稚園等	離乳食・幼児食の食支援	東洋大学 講師 太田 百合子氏	50	54
9	平成31年 2月18日	全給食施設	災害に備えて安全対策を 災害時の食支援	生活安全部防災課 日本栄養士会 常務理事 下浦 佳之氏	77	85
10	3月4日	全給食施設	食育シンポジウム 地域でつながる食育	東京農業大学 教授 川野 因氏	53	63

情報交換会実施状況(表4-19)

	開催日	対象	テマ	講師名	参加施設数	参加人数
1	平成30年 9月7日	全給食施設	災害対策マニュアルについて 各施設の取組	保健所管理栄養士	45	45

**イ 栄養表示及び虚偽誇大表示の禁止に係る普及啓発及び監視指導**

飲食店等の食品関係業者に対して、食品表示法に基づく栄養成分表示等の保健事項について普及啓発及び虚偽誇大表示禁止に係る監視指導を行った。また、食品表示法及び健康増進法に基づく収去検査を実施した。

**栄養表示・飲食店指導（表４－２０）**

年 度	区 分	業 者 指 導（件数） 食品関係業者等
29	個別指導延べ施設数	17
	(再掲)巡回指導	-
	集団指導 実施回数	1
	延べ施設数	31
30	個別指導延べ施設数	15
	(再掲)巡回指導	1
	集団指導 実施回数	1
	延べ施設数	67

**虚偽誇大表示禁止に係る監視指導（表４－２１）**

年 度	立入件数	指導品目数
29	7	24
30	7	12

**収去検査（表４－２２）**

年 度	検査種類	検体数	良	不良	備考
29	栄養成分表示	4	4	-	
	栄養機能食品	3	2	1	所管する自治体へ情報回付を行った
30	栄養成分表示	3	1	2	所管する自治体へ情報回付を行った
	栄養機能食品	1	1	-	

## 5 動物衛生

### (1) 狂犬病予防

狂犬病予防のために、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事業を実施し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取り組みとして、動物飼養にかかわる指導、相談、苦情対応及び犬・猫等の引取り、保護収容を実施した。

犬の登録と狂犬病予防注射（表5-1）

年度	鑑札交付数	年度未登録数	注射済票交付数
29	2,363	29,344	22,078
30	2,541	28,861	21,970

\* 鑑札交付数には再交付及び交換を含み、注射済票交付数には再交付を含む。

犬の捕獲・収容及び犬・猫の引取り等（表5-2）

年度	合計			犬の捕獲収容頭数		引取り頭数										負傷動物収容頭数											
	犬	猫	その他			飼い主から					拾得者から																
				計	犬		猫		計	犬		猫		計	犬		猫		計	猫		その他					
	成犬	子犬	計		成犬	子犬	計	成猫		子猫	計	成犬	子犬		計	成猫	子猫	計		成犬	子犬		計	成猫	子猫		
29	44	33	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	38	0	11	0	11	0	0	0	22	21	1	0
30	36	24	0	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	27	27	0	8	0	8	0	0	0	16	15	1	0	

犬・猫の返還、譲渡、殺処分（表5-3）

年度	合計			返還頭数						譲渡頭数						殺処分頭数								
	犬	猫	その他	犬			猫			その他	犬			猫			その他	犬			猫			その他
				計	犬		計	猫			計	犬		計	猫			計	犬		計	猫		
	成犬	子犬	計		成猫	子猫		計	成犬	子犬		計	成猫		子猫	計	成犬		子犬	計		成猫	子猫	
29	45	33	0	32	32	0	1	1	0	0	10	10	0	14	4	10	0	3	3	0	18	16	2	0
30	34	24	0	27	27	0	3	2	1	0	6	6	0	8	2	6	0	1	1	0	13	11	2	0

動物による事故及び苦情件数（表5-4）

年度	動物による事故				苦情相談等処理件数																
	犬		その他		犬							猫							その他		
	犬数	被害者数	動物数	被害者数	内訳							内訳									
					放浪	拾得	負傷	放し飼い	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	その他	総数	拾得	負傷	汚物・汚水	悪臭	鳴き声		その他	
29	17	17	-	-	192	19	58	0	21	11	3	33	47	212	5	37	30	9	5	126	12
30	30	30	1	1	220	22	37	3	12	45	5	44	52	264	10	32	53	16	9	144	9

**(2) 動物愛護教育及び普及啓発**

適正飼養の普及啓発としての講演会や、八王子市動物愛護推進員による、小学生低学年を対象にした動物愛護教育である「いのちの教育」を実施。また、動物愛護推進員の活動に対する協議や動物衛生業務に関して総合的な見地から意見聴取を行う八王子市動物愛護推進協議会を開催した。

**普及啓発事業実施回数(表5-5)**

年度	適正飼養講習会	いのちの教育	地域猫説明会	七国公園ドッグラン 利用登録申込者説明会
29	1	9	2	5
30	1	6	-	5

**八王子市動物愛護推進協議会(表5-6)**

委員	9人
協議会開催	2回

**(3) 飼い主のいない猫(野良猫)対策**

飼い主のいない猫に関する問題に対応するため、「飼い主のいない猫(野良猫)の不妊去勢手術助成金制度」を実施した。

**飼い主のいない猫(野良猫)の不妊去勢手術助成金制度交付実績(表5-7)**

区分	単価	平成29年度		平成30年度	
		件数	助成金	件数	助成金
不妊手術 (めす猫)	5,000円	298件	1,490,000円	259件	1,295,000円
去勢手術 (おす猫)	3,000円	238件	714,000円	236件	708,000円
計		536件	2,204,000円	495件	2,003,000円